



2018年4月20日

各 位

会社名 株式会社 バイカレント・コンサルティング
代表者名 代表取締役社長 阿 部 義 之
(コード番号:6532 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 中 村 公 亮
(TEL 03 - 5501 - 0151)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2018年4月20日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本決議内容に関する議案を、2018年5月30日開催予定の第4回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 役員報酬制度の見直しの理由

現行の取締役の報酬制度は基本報酬で構成され、その金額につきましては、2016年5月26日開催の第2回定時株主総会において年額380百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とする旨のご承認を頂き、現在に至っております。

その後の経営環境及び経済情勢等の変化を勘案し、当社の取締役の報酬と中長期的な会社業績及び株式価値との連動性をさらに高めるとともに、本日公表いたしました当社の決算説明資料において開示しております中期経営計画に基づく中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、取締役の報酬制度を、見直すことといたしたく存じます。

なお、今回の役員報酬制度の見直しについては、当社社外取締役の意見を踏まえたうえで決定しております。

2. 譲渡制限付株式報酬制度の導入について

(1) 本制度の導入条件

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として、既存の金銭報酬額とは別枠で支給することとなるため、本株主総会において本制度に係る報酬枠の設定につき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

(2) 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は、年額 300 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 10 万株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は 3 年間から 5 年間のうち取締役会が定める期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、本株主総会終了後に新たに設置を予定している経営諮問委員会（過半数が社外取締役で構成されます。）の意見を踏まえたうえで、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の 1 株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式が発行される各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ①対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当て受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他処分をしてはならないこと。
- ②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること。
- ③当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等が含まれること。

(ご参考)

当社は、当社の幹部社員に対しても、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定です。

以上